

内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、高津川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する、内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、おいかわ（はえ）、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）、及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域内で、投網、竿釣、手釣、もじ（の漁具、漁法）によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条第1項あるいは第2項の遊漁料を納付しなければならない。

2 この漁場区域内で、前項にかかげる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した、遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第7条第4項の特別遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具・漁 法	規 模
投 網	網目3cm以上、網丈3m以内
刺 網	網丈0.8m以内、網肩37.5m以内、網目3cm以上

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月20日から12月31日までの期間内で組合が定め公示する日から12月31日まで
こい、おいかわ（はえ）	1月1日から12月31日まで
う な ぎ	5月20日から12月31日まで
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）	3月1日から8月31日まで
もくずがに	8月1日から11月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のとおり遊漁を制限する。

制 限 漁 法	水 系 別	制 限 区 域	制 限 期 間
あゆ友釣を除く イ 全漁法（うなぎもじは除く。）	高津川	鹿足郡吉賀町七日市、坂折谷川と高津川本流との合流点から同町抜月、抜月橋下流端に至る区域	8月14日午前5時から正午までを除く5月1日から9月1日午前5時まで
ロ 全漁法	高津川	鹿足郡吉賀町大野原、月瀬頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ハ 全漁法	高津川	鹿足郡賀町柿木、柿木小水力発電所取水口より上流50m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
ニ あゆ友釣を除く 全漁法(うなぎも じは除く。)	高津川	鹿足郡吉賀町柿木、相生橋上流端より 300m上流の地点から同町同、小水 力発電所放水口から下流200mに至る 区域	8月14日午前5時から正午ま でを除く5月1日から9月1日 午前5時まで
ホ 全漁法	右ヶ谷川	鹿足郡吉賀町椈谷、福川川との合流点 に至る右ヶ谷川全域	1月1日から12月31日まで
へ 全漁法	福川川	鹿足郡吉賀町柿木、坂本頭首工より上 流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5 時まで
ト あゆ刺網、 投網	高津川	鹿足郡吉賀町下須、中国電力株式会社 設置堰堤中心線より下流182mから 同郡津和野町枕瀬、日原発電所放水口 に至る区域	5月1日から8月13日までの 昼間
チ あゆ友釣を除く 全漁法(うなぎも じは除く。)	高津川	鹿足郡津和野町日原、法師橋上流端より 400m上流の地点から、同橋下流 端より600m下流に至る区域	5月1日から8月14日午前5 時まで
リ こいの刺網、 投網、竿釣	津和野川	鹿足郡津和野町鷺原、ふろやせき下流 端から同町同、南谷川合流点までの区 域	3月15日から6月30日まで
ヌ 全漁法	津和野川	鹿足郡津和野町鷺原、南谷川合流点よ り下流同町後田、常盤橋上そ水コンク リート壁上流端までの区域	1月1日から12月31日まで
ル あゆ友釣を除く 全漁法(うなぎも じは除く。)	高津川	鹿足郡津和野町河村、国道9号線日原 洞門上流端から同町池村、国道9号線 池村第1洞門下流端に至る区域	5月1日から8月14日午前5 時まで
ヲ 全漁法	高津川	益田市向横田町、卯の木頭首工より上 流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5 時まで
ワ あゆ友釣を除く 全漁法(うなぎも じは除く。)	高津川	益田市向横田町、向横田大橋上流端よ り同町、匹見川合流点に至る区域	5月1日から8月14日午前5 時まで
カ 全漁法	伊源谷川	益田市匹見町紙祖、紙祖川との合流点 に至る伊源谷川全域	1月1日から12月31日まで
ヨ 全漁法	匹見川	益田市匹見町道川、中国電力匹見発電 所取水堰堤から同町匹見、魚飛橋下流 端に至る区域(この区域の支流を含む)	1月1日から12月31日まで
タ あゆ友釣を除く 全漁法(うなぎも じは除く。)	匹見川	益田市匹見町匹見、紙祖川と匹見川と の合流点から同町同、匹見川と広見川 との合流点に至る区域及び同町紙祖、 諏訪頭首工上流端に至る区域	8月14日午前5時から正午ま でを除く5月1日から9月1日 午前5時まで
レ あゆ刺網、 投網	匹見川	益田市匹見町広瀬、中国電力株式会社 設置堰堤中心線より下流180mから 同町澄川、発電所放水口に至る区域	5月1日から8月13日までの 昼間

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
ソ 全漁法	匹見川	益田市匹見町広瀬、口板堰堤より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
あゆ友釣を除く ツ 全漁法(うなぎも じは除く。)	匹見川	益田市匹見町澄川、澄川発電所放水口から同町同、中国電力株式会社設置堰堤の中心線より上流50mに至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ネ あゆ刺網、 投網	匹見川	益田市匹見町澄川、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流182mから同市猪木谷町、豊川発電所放水口に至る区域	5月1日から8月13日までの昼間
ナ 全漁法	匹見川	益田市白岩町、白岩頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ラ 全漁法	匹見川	益田市白岩町、隅村頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ム 全漁法	匹見川	益田市神田町、本郷寺頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
あゆ友釣を除く ウ 全漁法(うなぎも じは除く。)	匹見川	益田市横田町、山口線鉄橋上流端から高津川との合流点に至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
キ 全漁法	高津川	益田市安富町、西益田大橋上流端から同市飯田町、飯田橋下流端に至る区域	あゆ竿釣、手釣は10月6日から11月30日午前5時まで あゆ刺網、投網は10月6日から11月30日午後5時まで
投網、竿釣(あゆ ノ 友釣、ころがし「ち やぐり」に限る。)	高津川全 域	高津川本・支流全域	10月11日午前0時から 11月30日午後12時まで

2 組合は、あゆの産卵保護を図るために、内共第9号第五種共同漁業権行使規則第4条の規定により期間、区域を指定し採捕を禁止した場合は、その範囲で遊漁を禁止することができる。

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
もくずがに	甲幅4cm以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同 高津出張所 益田市高津一丁目43番24号

同 日原出張所 鹿足郡津和野町日原420番地1

若しくは当組合が指定し組合ウェブサイト (<https://www.takatugawa.or.jp/>) で公表する取扱所又は当組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

種 別	魚 種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般（消費税含む）
第10種	あゆ、こい、おいかわ（はえ）	投 網	1日 1年	4,300円 15,800円
第11種	あゆ、うなぎ	竿 釣 手 釣	1日 1年	3,200円 12,700円
第12種	ごぎ（いわなを含む。）、 やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）	竿 釣	1日 1年	2,200円 6,400円
第13種	こい、おいかわ（はえ）、 もくずがに	竿 釣	1日 1年	600円 1,600円
第14種	う な ぎ	も じ	1年	6,400円

2 次に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず下記のとおりとする。

- (1) 小学生以下 無料
(2) 中学生は年額とし、それぞれ下表のとおりとする。

種 別	魚 種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般（消費税含む）
第11種	あゆ、うなぎ	竿釣、手釣	1年	600円
第12種	ごぎ（いわなを含む。）、 やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）	竿 釣	1年	400円
第13種	こい、おいかわ（はえ）、 もくずがに	竿 釣	1年	200円
第14種	う な ぎ	も じ	1年	600円

(3) 身体障がい者（手帳所持者に限る）は第1項及び第2項に規定する額の半額とする。

3 同一人が、2種類以上の魚種について遊漁をする場合又は2種類以上の漁具、漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、そのうちの最も高い遊漁料とする。ただし、第14種は除く。

4 第2条第2項の規定により、承認を受けた次の表の左欄に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料（次表左欄の遊漁をする場合の遊漁料をいう。）は、相当右欄のとおりとする。

遊 漁 の 内 容			特 別 遊 漁 料 （消費税含む）
魚 種	漁具、漁法	期 間	4,300円
あ ゆ	刺 網	1 日	

5 前項の特別遊漁料は、次の場所において納付するものとする。

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき又は同条第2項の承認を行ったときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するものとする。ただし、あゆ漁業で、承認期間が1年の遊漁承認証については顔写真付きとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
(2) 承認期間
(3) 遊漁の種別

- (4) 遊漁料の額
- (5) 注意事項
- (6) 発行者名

2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を着用しなければならない。オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷して着用、又は電磁データを携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、印刷した遊漁承認証を提示、又は遊漁承認証が確認できる電磁データを表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適正な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 高津川本・支流の橋上及び公道において遊漁をしてはならない。

3 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着用するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は令和5年9月1日から施行する。